

函館市監査公表第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、株式会社函館国際貿易センターを対象として、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年11月19日

函館市監査委員	山	田	潤	一
函館市監査委員	植	松		直
函館市監査委員	斉	藤	明	男
函館市監査委員	松	宮	健	治

平成30年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体および所管部局

対象団体 株式会社函館国際貿易センター

所管部局 港湾空港部

2 監査の対象

公の施設の指定管理者監査

平成29年度における港町ふ頭コンテナヤード施設の管理に係る出納その他の事務

3 監査の期間

平成30年8月31日から平成30年11月13日まで

4 監査の実施内容

監査にあたっては、上記事務が適正に執行されているかについて、都市監査基準に基づき、諸帳簿等関係書類の検査のほか、関係職員からの聴取および現地調査を行った。

なお、監査の主な着眼点は次のとおり。

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。

イ 指定管理者の管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

ウ 指定管理者の管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か。

エ 事業報告書の点検は適切になされているか。

オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

- イ 利用料金の設定等は適正になされているか。
- ウ 施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- エ 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備，記帳は適正か。また，領収書等証拠書類の整備，保存は適切か。
- オ 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務について，次のとおり改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

港町ふ頭コンテナヤード施設業務処理要領において，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に基づく事業報告書に事業収支状況などを記載し提出するよう定めているが，記載された事業収支状況は収支計画書の経費区分と異なっているため，当該年度収支計画書との対比や当該年度内の経理の正確性，さらには事業計画書に基づく業務となっているかなどの確認が十分に実施されていなかったことから，提出資料の内容確認はもとより，指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針（平成21年5月策定）が求める業務実施確認に基づく評価，指導および指示などを所管部局において确实かつ的確に行うよう徹底し，適切な施設管理に努められたい。